

建設業者各位

入札制度の改正について

1 有資格請負業者格付けについて

工 種	格付	現 行 (H25. 7. 1～H27. 6. 30)	改 正 後 (H27. 7. 1～H29. 6. 30)	契約予定金額
土木一式工事	A	760点以上	変更なし	2,500万円以上
	B	630点以上760点未満	650点以上760点未満	700万円以上2,500万円未満
	C	630点未満	650点未満	700万円未満
建築一式工事	A	760点以上	変更なし	3,600万円以上
	B	640点以上760点未満		1,000万円以上3,600万円未満
	C	640点未満		1,000万円未満
電気工事	A	750点以上	変更なし	800万円以上
	B	670点以上750点未満		300万円以上800万円未満
	C	670点未満		300万円未満
管工事	A	730点以上	変更なし	1,100万円以上
	B	640点以上730点未満		300万円以上1,100万円未満
	C	640点未満		300万円未満
ほ装工事	A	740点以上	変更なし	1,000万円以上
	B	660点以上740点未満		400万円以上1,000万円未満
	C	660点未満		400万円未満
水道施設工事	A	700点以上	変更なし	1,000万円以上
	B	700点未満		1,000万円未満

適用期間 平成 27 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日

2 一般競争入札における配置予定技術者の複数申請について

主任(監理)技術者の選定について、配置予定技術者の複数申請(2名まで)を認めることとします。

このことにより、技術者の選定について一定の自由度をもつことが可能となり、複数の入札が重なる場合においては、開札結果により適切な技術者配置が出来ることとなります。なお、選定期間は、入札(開札)後の事後審査書類提出日までとします。

入札公告に以下のような記載がある場合には、配置予定技術者の複数申請が認められることとなります。

本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、一般競争入札参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお最低価格者は、事後審査書類提出日に1名を選択し、関係書類を提出するものとする。

(下線部については、総合評価方式による入札の場合に記載されます。)

3 電子入札の拡大について

公正性・透明性の観点から、平成27年度は、全ての工事において130万円以上まで拡大します。一般競争入札の対象金額は現行どおり1,000万円以上の工事が対象となります。なお、業者説明会を8月下旬に予定しています。

現 行	改 正 後
工事の一般競争入札全般(1000万円以上)	工事の一般競争入札全般(1000万円以上)
工事の指名競争入札のうち500万円以上	工事の指名競争入札全般(130万円以上)
建設コンサルタント全般(50万円以上)	建設コンサルタント全般(50万円以上)

4 施行時期について

配置予定技術者の複数申請

平成27年7月1日以後の公告から適用する。

電子入札の拡大

平成27年10月1日以後の指名から適用する。